**公示送達**

**405\_22**

**【仮換地指定の変更通知】土地区画整理組合**

○○都市計画事業○○土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第1項及び第五項の規定による仮換地指定の変更通知は、送付したが受領を拒まれたので）、または、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第1項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

○○県○○市○○町○丁目○○

○○　○○

二、通知の内容

○○区第○○号

○○土地区画整理事業施行区域内のあなたが所有する宅地について、令和○○年○○月○○日付け○○区第○○号で通知した仮換地指定は、換地設計の変更により撤回し、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定により下記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に○○県知事に審査請求するこができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分について不服があるときは、この処

分があったことを知った日の翌日から起算して

六か月以内に○○市○○○○○土地区画整理組

合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴す

ることができます。なお、六か月以内であって

も、処分の日から一年を経過すると取消しの訴

えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当

該審査請求に対する裁決があったことを知った

日の翌日から起算して六か月以内に○○市○○

○○○土地区画整理組合を被告として、処分の

取消しの訴えを提訴することができます。

なお、仮換地指定の変更通知、位置図、仮換地図いついては、掲載は省略し、それらを○○市○○町○○丁目○○事務所の掲示場所において掲示しています。

令和○○年○○月○○日**（※①）**

○○県○○市○○町○○○番地○○

○○市○○○○○土地区画整理組合

理事長 ○○　○○

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

・仮換地指定の変更通知、位置図、仮換地図いついても掲載可能です。